第7回 西宮市子ども・子育て会議 確認部会 【資料集】 資料 1 資料 2

資料集 目次

資料 1	令和3年4月保育所等入所申込の状況について	• • • 1
資料 2	教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について	2

報告1 令和3年4月保育所等入所申込の状況について

1. 入所申込から選考結果発表までの流れ(令和2年度実績)

	1 次申込	2次申込	最終申込
10月	10/30 申込締切り(1次)		
11月	11/9 集計結果の公表 11/20 希望先の追加・変更 の締切り		
12月		12/28 申込締切り(2次)	
1月	1/22 結果発表 ※利用保留者は2次選考へ		1/29 申込締切り(最終)
2月		2/1 希望先の追加・変更 の締切り 2/26 結果発表 ※利用保留者は最終選考へ	
3月			3/8 希望先の追加・変更 の締切り 3/19 結果発表

2. 申込状況

(単位:人)

	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
令和2年4月	1次	689	1,123	375	502	112	39	2,840
	2次	51	46	41	10	10	10	168
	合計	740	1,169	416	512	122	49	3,008
令和3年4月	1次	715	1,222	420	470	153	63	3,043
	2次	64	66	34	19	13	14	210
合計		779	1,288	454	489	166	77	3,253

R3-R2	39	119	38	Δ23	44	28	245
-------	----	-----	----	-----	----	----	-----

議事1 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について

1.「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法 や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定めたうえで、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ<u>子ども・子育て会議の意見</u>を聴かなければならいないとされている。 ⇒本市では確認部会で意見聴取

・ (確認部会での意見聴取事項)

- ① 新たに整備・認可した教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、または地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業など)の利用定員について
- ② 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について

(参考1:地域型保育事業所に対する「確認」の効力について)

第10次地方分権一括法(令和2年9月10日施行)による子ども・子育て支援法の改正に伴い、地域型保育事業の「確認」に関する取扱いが、以下のとおり変更となった。

(確認の実施主体と効力)

時期•施設	教育•保育施設	地域型保育事業
		主体:所在する市町村
こわまで	主体:所在する市町村	効力: <u>確認した市町村のみ</u>
これまで	効力:全国に及ぶ	※ 市民が他市の施設を利用する際は、各市町村が
		確認する必要がある。
加工%	主体:所在する市町村	主体:所在する市町村
改正後	効力:全国に及ぶ	効力: <u>全国に及ぶ</u>

よって、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用 定員については、教育・保育施設と同様に、確認が不要となった。

2. 認可と確認

教育・保育施設または地域型保育事業は、以下の基準を満たすことが求められている。

- ・ 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約○応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・・・・
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供○子供の心身の状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定○秘密保持、個人情報保護・・・・

(参考2:認可(認定)主体と確認主体)

施設・事業			認可	(認定)	確認		
	心。文 • €	尹耒	根拠法	主体	根拠法	主体	
		幼保連携型	認定こども園法	認可(西宮市)			
教育	認定	幼稚園型	認定こども園法				
•	こども園	保育所型	学校教育法	認定(西宮市)			
保育	保 地方裁量型		児童福祉法				
保育施設	幼稚園		学校教育法	兵庫県	フジナ・フム		
	保育所				子ども・子育 て支援法	西宮市	
地	小規模保育	事業					
	地域型 家庭的保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業		児童福祉法	西宮市			
徐育宝							
業							

※幼保連携型:学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型:既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する 施設として認定を受けた施設

※地方裁量型:幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

(参考3:民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ)

公募

保育所・幼保連携型認定こども園の設置

- ・運営法人を公募
- ※市有地公募型もしくは事業者用地確保型



決定

応募してきた事業者の提案内容を審査し、 事業者を決定 西宮市保育所等整備審査委員会で 審議



認可

児童福祉法・認定こども園法などで規定 する職員配置基準、施設の面積基準など に適合しているかどうか審査し認可

あらかじめ社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴く



確認

子ども・子育て支援法で規定する運営基準 に、適合しているかどうか審査し確認 あらかじめ利用定員について、子 ども・子育て会議の意見を聴く

3. 利用定員

教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可定員と別に以下の条件に基づく、「利用定員」を定める必要がある。

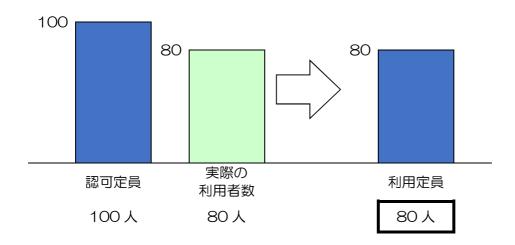
①利用定員は、1~3号認定の区分ごとに定め、3号認定については、O歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の 必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園(幼稚園として利用)
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園(保育所として利用)
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園(保育所として利用)、地域型保育事業

②原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を踏まえて設定する。

利用定員 ≦ 認可定員

③実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。 利用者数 < 認可定員 ※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

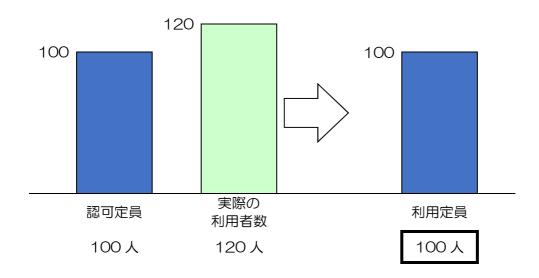


④実際の利用者数が認可定員を超える場合、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

利用者数 > 認可定員

ただし、実際の利用者数が認可定員及び利用定員を恒常的に上回っている場合、認可定員及 び利用定員を適切に見直し、認可・確認の変更を行う必要がある。

また、「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間(2・3号認定は5年度間)、 常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上 の場合で、定員の見直しが行われないときは給付費が減算される。



4. 新たに利用定員を設定する施設

(1)保育所

		認可・認定			利用定員			
No.	名称	定員 (入所児童数 R2.4.1)	3 O歳	号 1、2歳	2号	1号	合計	備考
1	鈴ノ音つばさ保育園	90 人	6人	24 人	60 人	I	90 人	所在地:松籟荘(甲東小校区)運営主体:社会福祉法人 博光福祉会認可基準上、最大受入人数 127 人
2	西宮さんしょ保育園	60 人	3人	12 人	45 人	ı	60 人	・所在地:産所町(浜脇小校区)・運営主体:社会福祉法人 西光寺和順会・認可基準上、最大受入人数81人
計	_	_	9人	36 人	105 人	_	150 人	

(2)認定こども園

		認可・認定			利用定員					
No.	名称 名称	定員 (入所児童数 R2.4.1)	3 O歳	号 1、2歳	2号	1号	合計	備考		
3	幼保連携型認定こども園 生瀬ぽぽこども園	87 人 (-)	3人	18 人	57 人	9人	87 人	・所在地:生瀬町2丁目(生瀬小校区) ・運営主体:社会福祉法人 ほっとスマイル ・認可基準上、最大受入人数127人		
4	幼保連携型認定こども園 夙川学院ソレイユ認定こども園	99 人 (107 人※)	3人	10 人	28 人	58 人	99 人	・幼稚園からの移行(移行前 260 人定員)		
5	幼保連携型認定こども園 高須の森	135 人 (96 人)	3人	27 人	90 人	15 人	135 人	・保育所からの移行(移行前 120 人定員) ・1 号認定の利用定員を上乗せ		
計	-	-	9人	55 人	175 人	82 人	321 人			

[※] 幼稚園の入園児童数は、令和2年5月1日時点。

(3)特区小規模保育事業

				利用定員				
No.	 名称	定員	3	号				備考
		(入所児童数 R2.4.1)	O歳	1、2歳	2号	1号	合計	Mig S
		19 人						• 所在地:樋之池町(北夙川小校区)
6	保育所かたつむりランド夙川園		_	12 人	7人	-	19 人	• 運営主体:有限会社 兵庫トラベル
		(-)						• 連携施設:西宮市立夙川幼稚園
		10.1						• 所在地:老松町(北夙川小校区)
7	みらいいろどり保育園	19 人	_	12 人	7人	-	19 人	• 運営主体:一般社団法人 未来会
		(-)						• 連携施設:西宮市立夙川幼稚園
		19 人						• 所在地:木津山町(夙川小校区)
8	みらいしゅくがわ保育園	(-)	_	12 人	7人	_	19 人	• 運営主体:一般社団法人 未来会
		(-)						• 連携施設:西宮市立夙川幼稚園
		19 人						• 所在地:石刎町(北夙川小校区)
9	Baby-bee 苦楽園	(-)	_	12 人	7人	_	19 人	• 運営主体:株式会社 Baby-bee
		(-)						• 連携施設:西宮市立越木岩幼稚園
		19 人						• 所在地:石刎町(北夙川小校区)
10	にじの森保育園苦楽園口	(-)	_	12 人	7人	-	19 人	• 運営主体:株式会社 アピカル
		(-)						• 連携施設:西宮市立越木岩幼稚園

(3)特区小規模保育事業(続き)

		認可・認定			利用定員			
No.	名称	定員 (入所児童数		号	2号	1号	合計	備考
		R2.4.1)	〇歳	1、2歳				
		19 人						・所在地:上之町(樋ノロ小校区)
11	みらいようせいのお家	(-)	_	12 人	7人	-	19 人	• 運営主体:一般社団法人 未来会
		()						• 連携施設:西宮市立高木幼稚園
		19 人						• 所在地:大森町(高木小校区)
12	MAMA&KIDS 大森園	(-)	-	12 人	7人	-	19 人	・運営主体:合同会社 MAMA&KIDS
		(-)						• 連携施設:西宮市立高木幼稚園
		19 人						• 所在地:林田町(高木北小校区)
13	げんき保育園門戸厄神園	(-)	_	12 人	7人	_	19 人	・運営主体:株式会社 エアフォルク
		(-)						• 連携施設:西宮市立高木幼稚園
計	-	_	_	96 人	56 人	-	152 人	

(4)幼稚園

		認可・認定			利用定員			
No.	名称	定員 (入園児童数 R2.5.1)	3 O歳	号 1、2歳	2号	1号	合計	備考
14	甲子園二葉幼稚園	120 人 (127 人)	I	_	-	120 人	120 人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
15	仁川幼稚園	100 人 (95 人)	-	-	1	100人	100人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
16	広田幼稚園	210 人 (251 人)	ı	-	1	210 人	210 人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
計	-	_	ı	_	ı	430 人	430 人	

(1)~(4)計(新たに利用定員を設定する施設の利用定員の合計)

					利用定員		備考	
			3号		2므	۸		۵ : 1
			O歳	1、2歳	2号	1号	合計	
計	-	_	18 人	187 人	336 人	512 人	1, 053 人	

(5)利用定員を変更する施設

		認可・認定	利用定	員(上段	:変更前、	下段:変勢	更後)	
No.	【種別】名称	定員 (入所児童数 R2.4.1)	3 O歳	号 1、2歳	2号	1号	合計	備考
1	【保育所】	160 人	9人	40 人	101 人	_	150 人	・2号、3号認定の受入枠拡大のため
'	芦原むつみ保育所(公立)	(149人)	12 人	45 人	103 人	_	160 人	
2	【保育所】	65 人	0人	25 人	51 人	-	76 人	・閉園に向けた段階的な受入枠縮小のため
	芦原保育所(公立)	(76人)	0人	15 人	50 人	_	65 人	
	【保育所】	100 人	12 人	28 人	50 人	=	90 人	・2 号認定の受入枠拡大のため
3	夙川あすなろ保育園	(88人)	12 人	28 人	60 人	_	100 人	
4	【幼保連携型認定こども園】	177 人	9人	50 人	80 人	15 人	154 人	・2 号認定の利用定員の見直しによる利用定
4	甲子園子ども学舎	(128人)	9人	50 人	69 人	15 人	143 人	員の減
_	【幼保連携型認定こども園】	137 人	9人	36 人	75 人	3 人	123 人	・建替えに伴う2号、3号認定の受入枠拡大
5	段上保育園	(109人)	12 人	44 人	78 人	3 人	137 人	のため
	【幼保連携型認定こども園】	96 人	9人	30 人	45 人	6 人	90 人	・2 号認定から 1 号認定の切替えに対応する
6	ニコニコ桜保育園	(109人)	9人	30 人	45 人	12 人	96 人	ための 1 号認定の利用定員の見直し
7	【幼保連携型認定こども園】	67 人	3 人	18 人	39 人	3 人	63 人	・2 号認定から 1 号認定の切替えに対応する
7	西宮 YMCA 保育園	(109人)	3 人	18 人	39 人	7人	67 人	ための 1 号認定の利用定員の見直し
	【幼保連携型認定こども園】	69 人	3 人	18 人	39 人	3 人	63 人	・2 号認定から 1 号認定の切替えに対応する
8	西宮つとがわ YMCA 保育園	(109人)	3 人	18 人	39 人	9人	69 人	ための 1 号認定の利用定員の見直し
	【幼稚園型認定こども園】	190 人	0人	16 人	54 人	120 人	190 人	・1号認定から2号認定の切替えに対応する
9	認定こども園 むこがわ幼稚園	(82人)	0人	16 人	84 人	90 人	190 人	ための2号認定の利用定員の見直し
40	【小規模保育事業】	19 人	6 人	13 人	-	-	19 人	・利用定員の見直しによる利用定員の減
10	おおぞら園	(9人)	2 人	10 人	_		12 人	

		認可・認定	利用定員(上段:変更前、			下段:変更後)		
No.	【種別】名称	定員 (入所児童数 R2.4.1)	3 O歳	号 1、2歳	2号	1号	合計	備考
11	【小規模保育事業】	19 人	4 人	14 人	-	-	18 人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更のた
' '	Baby-bee	(18人)	2 人	17 人	-	-	19 人	め
40	【事業所内保育事業】	12 人	3 人	9人	_	_	12 人	・従業員枠と地域枠の内訳変更
12	ハンニシゆとり保育園	(11人)	3 人	9人	_	-	12 人	(O 歳児:従業員枠 1→O 、 地域枠 2→3)
13	【幼稚園】	140 人				105 人	105 人	・施設移転に伴う、1 号認定の受入枠縮小の
13	生瀬幼稚園(公立)	(19人)	_	_	_	70 人	70 人	ため
計	-	-	0人	3人	33 人	▲49 人	▲13 人	

(1)~(5)総合計(新たに利用定員を設定する施設+利用定員を変更する施設の利用定員の合計)

					利用定員			
			3号		5 	1 🗆	۵ ≡ ⊥	備考
			O歳	1、2歳	2号	1号	合計	
計	-	-	18 人	190 人	369 人	463 人	1,040 人	

小学校区別利用保留児童数及び令和3年4月開設園の位置図

- ・各小学校区の数値は令和2年4月の利用保留児童数(網掛け=30人以上の校区)
- ・2、3号認定の定員が増加した施設のみを掲載(北部除く)
- ・「小:」は特区小規模保育事業

